

# 生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(案)について

生駒市では、過去に土砂採取跡地に有害な廃棄物の埋立てが原因と思われる地下水の汚染問題が発生した事例があり、環境汚染の発生が懸念されています。

このような状況を踏まえ、市民の生活環境の保全や災害防止を目的とし、必要な規制を行う条例の制定を考えています。

## 条例の目的

本条例は埋立て等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保することを目的としています。

## 条例の対象

本条例は、すべての埋立て等において遵守すべき共通事項と、許可が必要な特定事業にのみ課せられる事項があります。

(廃棄物の埋立て等は「廃棄物処理法」に基づき、不法投棄として処罰されます。)

## 共通事項

### 土壌安全基準に適合しない埋立て等の禁止

何人も、土壌安全基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を行えません。

土壌安全基準とは

埋立て等に使用される土砂等の汚染状態に係る基準で、国が定めた「土壌の汚染に係る環境基準」に準じています。

市は、この基準に適合しない土砂等が供されているおそれがあると認めるときは検査し、基準に適合しない埋立て等を確認した場合は以下の措置命令を行います。

違反行為は市民生活に影響を与えるため、委託者や土地所有者にも命令できることとしました。

埋立て者	埋立て委託者	土地所有者
<ul style="list-style-type: none"> <li>中止</li> <li>土砂等の撤去</li> <li>土壌調査</li> <li>土壌汚染、水質汚濁防止措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立て者に中止させる</li> <li>土壌汚染、水質汚濁防止措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂等の撤去</li> <li>土壌調査</li> <li>土壌汚染、水質汚濁防止措置</li> </ul>

→これらの措置命令に反した者は罰則及び氏名公表の対象となります。

### 事業者の遵守事項

- 保有又は管理する土砂等の適正処理を、土壌汚染及び災害発生の防止
- 土砂等が崩落・飛散又は流出しないよう、必要な措置を講じる
- 地域住民の理解に努め、苦情等が生じたときに誠意をもって解決に当たる など

### 土地所有者の遵守事項

- 所有地で埋立て等による土壌汚染及び災害発生がないようにする
- 所有地で土壌汚染及び災害発生のおそれを知ったとき必要な措置を講じ、市に通報

## 特定事業（許可申請が必要な埋立て等）

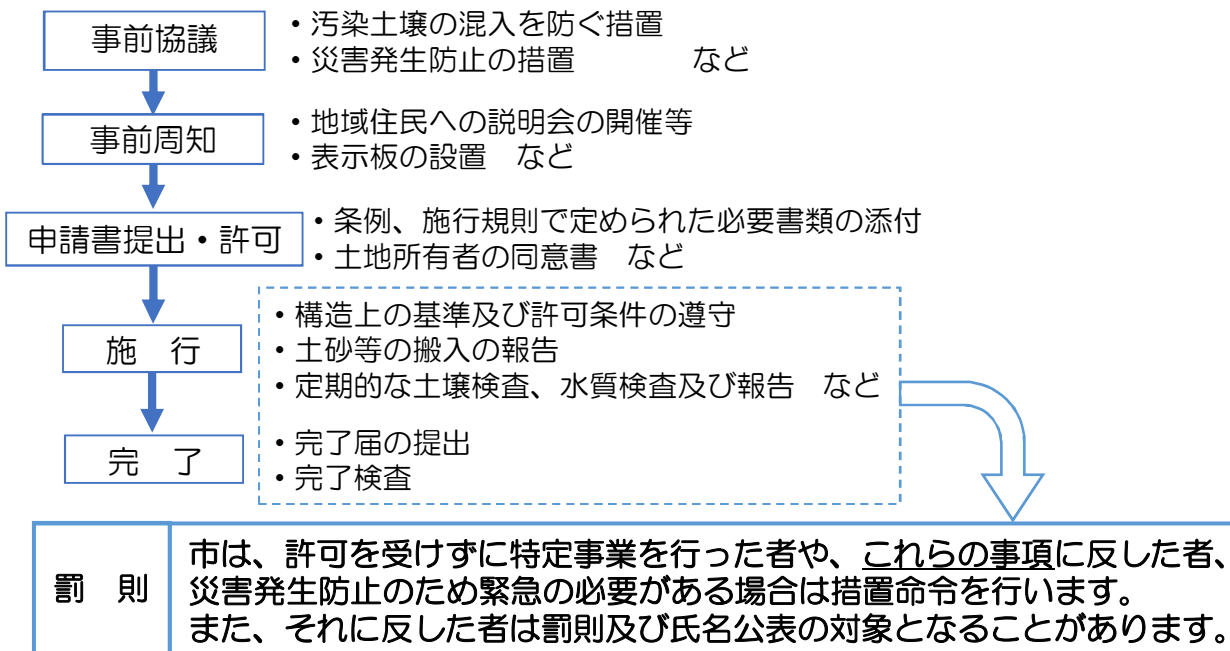
埋立て等が次の1から3に該当する場合は、市長の許可が必要です。

- 1 事業区域の面積が500平方メートル以上の埋立て等
- 2 当該事業区域と一団と認められる区域で、着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、面積の合計が500平方メートル以上となるもの
- 3 埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生じる地盤面の最大の垂直距離が1メートル以上となり、かつ、土砂等の量が500立方メートル以上となるもの

※ 都市計画法や宅地造成等規制法等の他法令の許可を受ける埋立て等や、公共団体等が行う埋立て等については、許可が不要となる場合があります。

### 特定事業の流れ

特定事業の許可を受ける事業者は、下記の事項を守らなければなりません。



### 特定事業に同意する土地所有者

罰則	災害の発生防止のための措置を許可事業者が履行しない場合は、市が土地所有者に対し措置命令を行います。 それに反した場合は罰則及び氏名公表の対象となります。
遵守事項	表面の共通遵守事項に加えて、下記の事項を守らなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業の施行内容について十分理解し同意</li> <li>・定期的な施行状況の把握</li> </ul>

### 今後の予定

- 4月上旬 市議会への周知
- 4月上旬～ パブリックコメント意見募集
- 5月中旬 環境審議会にパブリックコメント結果・条例案を報告
- 6月 議会に条例案を上程